

○ 石油石炭税との関係

平成15年度税制改正における石油税等の見直し

(1) 石油税の改正

- ① 「石油石炭税」に名称を変更し、LPG及びLNGに係る税率を引き上げるとともに、新たに石炭に課税。

改正前	改 正 後		
	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
LPG 670円/t	800円/t	940円/t	1,080円/t
LNG 720円/t	840円/t	960円/t	1,080円/t
石炭 —	230円/t	460円/t	700円/t
原油、輸入石油製品	2,040円/kl	2,040円/kl	2,040円/kl

- ② 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成15年10月1日から平成17年3月31日までの間の措置として、石油石炭税を免除。
- ③ 沖縄県で発電の用に供される石炭については、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの間の措置として、石油石炭税を免除。

(2) 電源開発促進税の改正

税率を1キロワット時当たり37.5銭（改正前44.5銭）に引き下げ。

改正前	改正後		
	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
44.5 銭	42.5 銭	40.0 銭	37.5 銭

(3) 増減収見込額

(単位：億円)

	平年度	初年度
石油税	850	140
電源開発促進税	△593	△83

(「平成15年度税制改正の要綱」より作成)

# エネルギー政策の見直しに伴う石油税・電源開発促進税の見直し（イメージ）

